三重県土地家屋調査士会
紛議の調停に関する規則

（目　的）

第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第112条第２項の規定により設置する紛議調停委員会（以下「委員会」という。）が行う会員の業務に関する紛議の調停に関し、当事者間の互譲により、条理にかない実情に則した円満な解決を図る調停手続に必要な事項を定めることを目的とする。

（調停の請求）

第２条　紛議の調停を請求する者は、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）に対して、紛議の実情及び希望する調停期日を記載した請求書を提出しなければならない。

２　前項の請求書には、紛議に関係する書類その他証拠となる書類があるときは、その写しを添えて提出を求めるものとする。

（委員会への嘱託）

第３条　会長は、前条により調停の請求があったときは、その内容を確認して、速やかに委員会に対し調停を委嘱するものとする。

（委員会の構成）

第４条　委員会は、紛議調停委員（以下「委員」という。）15人以内をもって組織する。

２　委員は、本会の調査士会員のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、調査士会員以外の者３人以内を委員に委嘱することができる。

３　委員の任期は、就任の時から第２回目の定時総会の終了の時までとする。ただし、現に調停事件を担当している委員については、当該調停手続の終了の時まで、その任務にあたるものとし、再任を妨げない。ただし、増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残存期間と同一とする。

４　委員会は、委員長及び副委員長各１人を互選する。

５　委員長は、委員会の事務を統括する。

６　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理し、委員長及び副委員長に事故あるときは、委員の互選により委員長の職務を代理する者を定める。

７　委員は、会則第48条で定める綱紀委員及び予備委員を兼ねることができない。

（委員会の招集）

第５条　委員会は、委員長が招集する。ただし、就任後第１回目の委員会は、会長が招集する。

（委員会の決議）

第６条　委員会の決議は、会則第35条第３項の規定を準用する。

（部　会）

第７条　委員会は、３人以上の委員をもって構成する部会を設け、調停事件を担当させる。

２　前項の調停は、２人以上の委員が出席して行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

３　部会は、担当事件についての調停の方針及び経過を委員長に報告しなければならない。

（除斥・忌避・回避）

第８条　会則第52条各号の規定は、委員に準用する。

２　調停の請求者及び請求を受けた会員（以下「当事者」という。）は、委員が調停の公正を妨げるおそれがあると思料するときは、委員会に対し忌避を申し立てることができる。

３　委員会は、前項の申立てがあったときは、速やかにその当否を決定しなければならない。

４　委員は、公正を疑われると思料するときは、その職務の執行を回避しなければならない。

（回答書等の提出）

第９条　部会は、調停の請求を受けた会員に対し、調停請求書及び提出された関係書類の写しを送付してその旨を通知し、期日を定めて回答書の提出を求めるものとする。

2　前項の回答書には、紛議に関係する書類その他証拠となる資料があるときは、その写しを添えて提出を求めるものとする。

（調停を行わない場合）

第10条　部会は、担当した事件が訴訟中である場合又は紛議の性質が調停を行うのに適当でないと認めるときは、文書で委員長に報告しなければならない。

2　委員会は、部会の報告に基づき、調停を行うのに適当でないと認めたときは、調停を行わないことを決議して調停を終了させることができる。

（調停の期日）

第11条　部会は、速やかに調停の期日を定め、当事者に出席を求めるものとする。

（本人出席の原則）

第12条　当事者は、自ら調停期日に出席しなければならない。ただし、代理人を選任して出席させることができる。

2　土地家屋調査士又は弁護士以外の者を代理人とするには、担当部会の許可を受けなければならない。

（利害関係人の参加）

第13条　部会が相当と認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を、調停手続に参加させることができる。

（調停及び議事の非公開）

第14条　調停の手続及び委員会の議事は、公開しない。

（手続の説明）

第15条　部会は、調停の手続を開始するに当たって、当事者に手続の進め方等について説明しなければならない。

（費用の負担）

第16条　本会は、調停のため特別に要する費用を当事者に負担させることができる。

2　委員会は、前項により費用負担をさせることを相当と認めたときは、当事者に、その金額及び理由を説明し、その旨を文書で会長に報告しなければならない。

（請求の取下）

第17条　調停を請求した者は、いつでもこれを取下げることができる。

（調停の不成立）

第18条　部会は、当事者間に合意の成立する見込みがないとき、又は請求者が正当な理由なく３回以上指定された期日に出席しないときは、調停を終了させることができる。

2　部会は、前項により調停を終了させたときは、その旨を当事者に告知するとともに、文書で委員長に報告しなければならない。

（調停の成立）

第19条　部会は、調停が成立したときは、調停書を作成し、当事者及び利害関係人並びに部会の委員が署名又は記名押印するものとする。

2　調停書は、当事者及び利害関係人に各１通交付し、１通は本会で保管する。

3　部会は、前２項の手続きが終了したときは、その旨を文書で委員長に報告しなければならない。

（調停手続の終了）

第20条　調停手続は、次の各号のいずれかにより終了する。

（１）調停が成立したとき

（２）委員会が調停をしない旨決議したとき

（３）部会が調停の不成立を決定したとき

（４）調停の請求が取下げられたとき

（５）死亡・退会等により請求を受けた者が会員でなくなったとき

（報告及び通知）

第21条　委員会は、前条により調停手続きが終了したときは、その旨及びその理由を記載し、文書で会長に報告しなければならない。

2　会長は、前項の通知を受けたときは、前条第１号を除き、その旨を当事者に文書で通知するものとする。ただし、既に告知されている当事

者については、この限りでない。

（調停記録の保存）

第22条　委員会は、調停の方針及び調停の経過等の要領を記載した記録を作成し、会長に報告しなければならない。

2　本会は、前項の記録及び調停書を20年間保存する。

（記録の閲覧・謄写）

第23条　本会は、調停が成立した事件について、当事者から記録の閲覧又は謄写の求めがあった場合には、その求めに相当の事由があると認めるときはこれを許可することができる。

（会員の不出頭）

第24条　委員会は、調停の請求を受けた会員が、正当な理由なくして２回以上指定された期日に出頭しないときは、会長に対し、適当な処置を取るよう求めることができる。

（調停不履行の勧告）

第25条　会長は、調停の請求者から請求を受けた会員が、成立した調停の内容を履行しない旨の申出があったときは、必要な調査を行ったうえ、当該会員に対し、その履行を勧告する。

（他の調査士会との調整）

第26条　会長は、調停事件が次の各号のいずれかに該当するときは、他の土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）と協議して調整を図り、調停を進めるものとする。

（１）調停事件が、他の調査士会の管轄区域で発生した業務であるとき

（２）調停事件が、会員と他の調査士会の会員との紛議であるとき

（３）調停手続中に調停の請求を受けた会員が、登録の移転により他の調査士会の会員となったとき

2　会長は、調停の請求を受けた会員が前項第３号に該当するときは、当該会員が新たに所属した調査士会と協議して、調停の継続に努めるものとする。

（守秘義務）

第27条　委員及び委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（細則への委任）

第28条　この規則の運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

（規則の改廃）

第29条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

（施行期日）

1　この規則は、平成15年８月１日から施行する。